

河道閉塞等対策検討委員会 設置趣意書

1. 委員会の目的

平成23年9月、紀伊半島を中心に未曾有の豪雨をもたらした台風12号により、紀伊山地を擁する三重県・奈良県・和歌山県では、多数の崩壊が発生し、その崩壊土量の総計は戦後最大となるなど、大規模な土砂災害に見舞われた。特に、深層崩壊と思われる大規模な崩壊も多数発生し、これに伴い発生した大量の崩落土砂は、河道を閉塞させ、上流湛水を誘発することにより浸水等の二次災害を引き起こし、また崩落土砂が対岸の道路や集落にまで達する等の想定外の被害を生じさせるに至った。

中でも規模の大きい河道閉塞（5箇所：赤谷、長殿、栗平、北股、熊野）については、土砂災害防止法（平成22年11月改正、平成23年5月施行）に基づき、国による緊急調査を実施し、その後、緊急工事を実施してきた。また大規模斜面崩壊箇所（3箇所：宇井、坪内、三越）についても国で緊急工事を実施している。そこで、これらの箇所における今後の恒久対策の実施にあたり、大規模土砂災害の発生要因を踏まえつつ、その対策についてとりまとめることを目的に、この委員会を設置するものである。

2. 委員会の規約 委員会の規約（案）は別紙1の通り

3. 検討期間

委員就任承諾日から平成25年3月31日まで

4. 委員会の開催予定 委員会の開催予定は下記の通り

- 第1回 現地視察会 平成24年5月2日 奈良県（現地）開催
- 第2回 検討委員会 平成24年5月下旬～6月上旬 大阪府内開催予定
- 第3回 検討委員会 平成24年7月 大阪府内開催予定
- 第4回 検討委員会 平成24年7月以降 大阪府内開催予定

河道閉塞等対策検討委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「河道閉塞等対策検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 平成23年9月の台風12号により、紀伊山地で発生した大規模な河道閉塞（天然ダム）や崩壊箇所について、対策の方針や内容についてとりまとめることを目的として、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長（以下、「事務所長」という）が設置する。

（検討事項）

第3条 委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- （1）河道閉塞等の土砂災害対策の基本方針
- （2）各地区における対策内容
- （3）警戒避難体制の考え方

（委員会構成）

第4条 委員会は、各分野に詳しい学識経験者や専門家で構成する。

2. 委員会の委員は別紙2による。
3. 委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。
4. 委員長は委員の互選により選任する。

（委員長）

第5条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

2. 委員長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員が職務を代行する。

（任期）

第6条 委員長及び委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

（委員会の公開）

第7条 委員会の公開方針は別紙3によるものとする。

(事務局)

第 8 条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所工務課におく。

(開催)

第 9 条 委員会は、委員長が事務所長の開催依頼を受託し、各委員を招集し、開催する。

(雑則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。

河道閉塞等対策検討委員会
委員名簿

(敬称略、五十音順)

委 員 後藤 宏二 国土技術政策総合研究所 危機管理技術研究センター センター長

千木良 雅弘 京都大学防災研究所 地盤災害研究部門 教授

服部 敦 国土技術政策総合研究所 河川研究部河川研究室 室長

藤田 正治 京都大学防災研究所 流域災害研究センター 教授

松村 和樹 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授

水山 高久 京都大学大学院 農学研究科 教授

河道閉塞等対策検討委員会 公開方針

委員会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、委員会で定める。

1. 委員会は原則非公開とし、冒頭撮影のみ認める。
2. 委員会終了後、会場において取材に対応する。
3. 開催案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載することにより行う。
4. 委員会の会議資料は、原則として公開とする。
5. 委員会議事録を作成し、委員会に諮った上で、公表する。
6. 委員会会議資料、議事録は、近畿地方整備局のホームページに掲載する。